

不動産貸借契約の更新契約書

所有者 白山神社(以下、「甲」という。)と借人 泉町大富区 代表者 区長 田中成典(以下、「乙」という。)は、本日、不動産貸借契約の更新に関し、以下のとおり合意した。

第1条(更新) 甲乙間で締結された後記物件目録記載の土地に関する平成10年10月22日付不動産貸借契約について、甲及び乙は、本契約により契約更新する。

第2条(更新後の期間) 更新後の契約期間は、平成25年4月1日から平成34年3月31日までの満10年間とする。但し、契約期限の3か月前までに甲乙双方より契約終了の意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

第3条(従前の契約) 本更新契約で定める条項以外の契約条件は、従前の不動産貸借契約の定めたところに従うものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、甲乙各自その1通を保有する。

平成25年5月1日

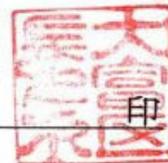
所有者(甲) 白山神社 神社代表役員宮司
土岐市泉中窯町1丁目38番

水野 荘 治



借受人(乙) 大富区 区長
土岐市泉西窯町4丁目23番

田中 成 典



<物件目録>

土地の表示

所在 土岐市泉中窯町2丁目
地番 9番1号
地目 境内地
地積 615平方メートル

不動産貸借契約書

所有者 白山神社(以下「甲」という。)は、借受人 泉町大浴場
代表者 長 早瀬寛孝(以下「乙」とい
う。)との間に不動産の貸借について次の条項により本契約を締結する。

(目的)

第一条 乙は、甲の所有する第二条表示の物件の上に、左の建物を施設して公共のために使用し、併せて甲の宗教活動の用に供することを目的とする。

公民館 寔地已集会所 (東寔中寔、西寔一、南寔ニ町内会)

(貸付条件)

第二条 甲が乙に貸付ける物件は、左の通りとする。

所在地 土山市泉中寔町三丁目九番一
地目 境内地
地積 六六五㎡

(無償貸付)

第三条 甲が乙に対して貸付ける物件は、無償とする。

(貸付期間)

第四条 貸付期間は、平成十年十月十五日より平成十九年三月三十一日までの 年間とするが、期間満了の際は甲乙双方が協議の上、更に期間の更新をすることができる。

(使用上の制限)

第五条 乙は、甲の境内地の尊厳風致の保存に努め、甲の宗教活動を阻害するようなことをしてはならない。

② 乙は、借受物件を以てする施設の経営が営利を目的とし、又は営利をあげるようにしてはならない。

③ 乙は、施設の一部、又は全部を甲以外の特定の人にのみ使用させてはならない。

④ 乙は、借受物件及び借地権を譲渡し、並びに借受物件を転貸し、又は担保の用に供してはならない。

(建物の使用)

第六条 甲に於て、祭典及び行事を執行する場合、並びにその他甲が必要とする場合に、甲は乙が借入した物件及びそれに施設した建物の一部、又は全部を使用するが、その時乙はこれを阻むことはできない。

(建物の変更)

第七条 乙が所有する建物を改築、増築、又は著しい変更を加えるときは、甲の書面による承諾をうけなければならぬ。

(2) 前項において神社の尊厳風致上著しい影響を及ぼす場合はこれを行ってはならない。



(契約の解除)

第八条 甲は、次の各号の一に該当するとき、本契約を解除することができる。

- 一、乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- 二、乙が本契約に定める義務を履行しても、甲が指定する用途に照らし、なお借受物件の管理が良好でないとき。
- 三、貸付けた物件が甲において必要になったとき。

(契約を解除した場合)

第九条 この契約を解除したときは、乙は、借受物件に対して施設した一切のものを甲にそのまま無償で譲与

し、それに要する経費を請求しない。

(疑義の決定)

第十条 本契約に関して疑義のあるときは、甲・乙協議の上定めるものとし、協議が調はないときは、甲の解釈によって定める。

(効力の発生)

第十一条 この契約の各条項は、甲が神社本庁統理の承認を受け、更に法律・神社規則に定める公告、その他の手続きを終了した後その効力を有するものとする。

右契約締結を証するために、本書二通をつくり両者記名捺印の上、各自その一通を保有する。

平成十年十月二十二日

住所

土岐市泉中室町二丁目三十八番地

所有者

(甲)

白山神社
神社代表役員宮司

熊谷茂一



住所

土岐市泉西室町五の十六

借受人

(乙)

泉町大浴場

代表者 早瀬

早瀬 晃平



境内地借用に関する覚書

神社境内地の境界線問題が解決をみて、環境が整ったところで、懸案の窯地区四町内の集会所用地借用について、覚書を交わすものとする。

記

1, 借用不動産の表示

土岐市泉中窯町2丁目9番 /

1、地目 境内地

1、地積 615m²

2, 基本的に区が借地する境内地は、区が推進の地域集会所建設事業の一端として、窯地区集会所用地に当てる。

先の神社本庁承認書（総第468号、平成9年2月）に基づき、神社と大富区に於て、別紙「^貸不動産賃借契約」の締結をするものである。

区は、神社の経営責任・氏子の代表としての責任を負う立場を認識し、この契約により何ら不利益にならないよう配慮し、契約責任は区が履行する。

3, 現在使用中の窯地区集会所用地は、新集会所建設後速やかに返還し、又新しく借用する境内地は原則無償でも、他地域の氏子感情に配慮し、利用者窯地区が応分の神社運営協力金を拠出、以て神社の利益に供するものである。

4, 区と窯地区四町内は、同意書を作成し、問題が生じた場合は、（賃借契約解除等を含む）神社・区・窯地区集会所の三者で協議する。

以上覚書を証として、本書二通を両者が記名捺印の上、各自その一通を保有する。

平成10年10月22日

所有者 住所 土岐市泉中窯町1丁目38番地
白山神社
代表役員宮司 鯉谷茂 

借受人 住所 土岐市泉西窯町5の16
泉町大富区
区長 早瀬晃 

境内地借用に関する同意書

懸案の窯地区四町内の集会所用地として、白山神社境内地を借用するものである。窯四町内と大富区に於て、ここに同意書を交わすに当り、その意とするところは次の通りである。

1, 基本的に、区が借地の境内地は、区が推進の地域集会所建設事業の一端として、窯地区に当てるものである。

2, 平成10年10月3日開催の大富区会で決議されたことを受け、先の神社本庁承認書(総第468号)に基づき、神社と大富区に於て、別紙「不動産貸借契約」を締結する。

尚、区は神社の経営責任、氏子の代表としての責任を負う立場にあり、神社に何ら不利益にならないよう契約責任は区が履行するものである。

確認事項は、以下の通りである。

記

借用不動産の表示

土岐市泉中窯町2丁目9番内

- 1) 地目 境内地
- 2) 地積 615m² 建坪 80坪(264m²)とする。
- 3) 契約期間 10年 平成10年10月22日～平成19年3月31日とする。
満了時は協議の上期間の更新ができるものとする。



- 1, (1)現在使用中の借地は、集会所完成後は原形に復し返還、神社の利益に供するものである。
(2)新たに借用する境内地は、原則無償でも他地域氏子感情を配慮して、応分の協力金、金5万円：年間を拠出する。
- 2, 借受物件及び借地権を譲渡し、並びに転貸し又は担保の用に供してはならない。
- 3, 当該建物の増改築等、変更を加える場合は、神社の書面による承諾を受けねばならない。
- 4, 神社の尊厳風致上、著しく影響を及ぼすような場合は、これを行ってはならない。
- 5, その他、大富区が神社と交わした「不動産貸借契約」の事項を遵守し、集会所の健全な運営管理に当らねばならない。
尚、問題が生じた場合は、神社・区・窯地区集会所の三者で協議する。

以上同意書を証として、本書二通を両者が記名捺印の上、各自その一通を年ごとに引き継ぎ保管する。

5万円の枚数を
貸代表 → 区長 → 白山神社
初穂料

平成10年10月20日

不動産貸借契約者(境内地借受人)
泉町大富区区長

早瀬晃平

窯地区利用者
泉東窯町内会長

長谷川三美

泉中窯町内会長

田中季夫

泉西窯第1町内会長

西尾雅文

泉西窯第2町内会長

中島松夫

